

新宿区景観形成ガイドラインの一部改定について 「10-1 歌舞伎町一丁目エリア」の改定をしました。

新宿区景観形成ガイドラインのエリア別景観形成ガイドライン「10-1 新宿駅周辺地区：歌舞伎町一丁目エリア」について、「歌舞伎町一・二丁目地区まちづくり誘導方針」の平成21年11月の改定を踏まえて、改定しました。改定した新宿区景観形成ガイドラインは、平成23年4月1日から施行します。

新旧対照表		
	新	旧
景観形成の方針	3. 魅力あるシネシティ広場を演出する。	3. シネシティ広場を中心とした魅力ある劇場街を演出する
景観形成の考え方	シネシティ広場を囲む中心街区にまちの核となる魅力ある賑わい空間を創出し、大衆文化・娯楽の企画、制作、発表のまちとして、その魅力がまち全体に広がるようにする。	シネシティ広場や劇場街へ向かう主要動線であるセントラルロードでは、劇場街の雰囲気演出や快適な歩行者空間の形成を図る。
具体的な方策	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市民交歓の場としての歴史性や象徴性を大切に ■西武新宿駅とシネシティ広場を囲む中心街区の連続性に配慮する ■シネシティ広場周辺では、低層部は、広場とのつながりを感じられるような開放的な意匠とする。 ■セントラルロードでは、街路樹の整備などを行い、快適な歩行者空間の形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■劇場街を印象づける映画・舞台広告を工夫する。 ■シネシティ広場周辺では、広場を囲む周囲のまちなみとの調和を考え、劇場街を印象づける映画・舞台広告を工夫する。 ■シネシティ広場周辺では、低層部は、広場とのつながりを感じられるような開放的な意匠とする。 ■セントラルロードでは、街路樹の整備などを行い、快適な歩行者空間の形成を図る。